

白糠町補助金等交付基準の概要について

I 要旨

本町が交付しております補助金等につきましては、平成13年4月に「白糠町補助金等交付規則」を施行し、公益上の必要性に鑑み、慎重な判断のもとに交付を行ってきたところでありますが、統一した明確な基準は設けてはおりませんでした。

この点につきまして、平成17年度の白糠町緊急行財政改革計画策定に係る「町議会行財政等に関わる特別委員会」並びに「まちづくり委員会」より、更なる補助金の透明性、公正性を確保するため、本町における補助金等の交付基準を策定すべきとの提言があり、平成18年度には「町議会総務財政常任委員会」の所管事務調査として具体的な検討がなされ、平成18年12月定例会の所管事務調査報告において、補助金等交付基準の策定にあたっては、行政内部の所管部局による「検討委員会」的なものを組成し、策定の意義を浸透させるとともに関係団体への説明を十分果たすよう報告がなされたところであります。

この報告を受け、補助金等が税金等貴重な財源を原資としていることに留意し、税の有効活用と公益性のもと、その内容についても、広く町民に公開していく必要性を踏まえ、町が支出する補助金等について、透明性、公正性及び公益性の一層の向上を図り、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用を確保するため、事務処理における一定の基準として、この度「白糠町補助金等交付基準」を策定いたしました。

II 解説

ア 目的（第1条関係）

これまでの補助金等については、統一した明確な基準がないことから、その透明性や公正性が十分に確保されているとはいえない状況にありました。このため、補助金等の透明性、公正性及び公益性の一層の向上を図り、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用の確保に努めるものです。

イ 定義（第2条関係）

本基準で用いる基本的な用語である「補助金等」の定義を明らかにするものです。

補助金等とは、白糠町が個人及び団体の行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認められた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金をいい、補助事業者の自主性の高い（行政の主体性が低い）活動を行っているものから順に「補助金（奨励的補助）」、「負担金（政策誘導的補助）」、「交付金（事務委託的補助）」及び「交付金（事務委託的補助）を除くその他相当の反対給付を受けない給付金」の4つに分類しています。

ウ 補助金等交付の基本方針（第3条関係）

地方自治法において、公益上の必要があるか否かは首長の判断によるものとされておりますが、これは全くの自由裁量行為ではないことから、補助金等の交付について客観的な公益性を確保し、かつ、その運用にあたっては厳正に行うよう基本方針を示したものです。

エ 補助対象外経費（第4条関係）

補助金等の透明性や公正性を確保し、適正化と効果的かつ効率的に運用するため、補助対象経費を明確にする必要があることから、補助対象外経費について別表により規定しています。

本基準では、研修の効果が多くの町民に及ばない研修費、人件費及び食糧費（当該経費自体が交付目的のものは除く。）、交際費、慶弔費、積立金及び予備費など社会一般通念上公金を財源とすることが不適切な経費を補助対象外経費としています。

オ 補助基本額（第5条関係）

補助金等の算定に必要な補助基本額の算出について規定しています。

総事業費－補助対象外経費＝「補助対象経費」－事業等の実施に伴う特定の収入＝補助基本額

カ 町が支出する額（第6条関係）

第2条の分類により町が支出する額の基準を示しています。

- (1) 事業実施にあたっては公益上の必要性に鑑み、補助金事業の評価は、給付金の使途を重視するものであり、事業主体の裁量・自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、町が支出する額は補助基本額の2分の1以内としました。
- (2) 町にも事業実施にあたって一定の責任があるため、負担金事業の評価は、給付金の使途よりも事業効果を重視するものであることから、町が支出する額は補助基本額の10分の10以内としました。
- (3) 事務委託的な要素を持つ観点から、交付金事業による効果のほとんどは行政効果と考えられることから、その活動に係る資金は町が負担するものとし、町が支出する額は定額又は町が一定の算式により積算する額としました。
- (4) 「交付金」を除く補助金等に類するもののうち「補助金」及び「負担金」以外の給付金で、この基準によることが適当と認めて町長が個別に認定する給付金が当てはまることから、町が支出する額は定額又は町が一定の算式により積算する額としました。

キ 交付要綱等の制定（第7条関係）

補助対象事業、補助対象経費、補助金額の根拠等を具体的に定め、交付根拠を明らかにすることにより補助金等の透明性や公正性を確保し、併せて、一度交付要綱等を整備してしまえばそこに明記されている積算基準に基づき同じ事業内容であれば同じ額が半永久的に交付される恐れがあることから、原則3年以内に一度の見直しの契機となるよう交付要綱等において終期を設定するものとしたところです。

ク 適用除外（第8条関係）

公正性の確保の観点から、できる限り例外を設けないことが大切なことではありますが、第1号、第2号及び第4号については、既に公益性等を十分に勘案し、議会の議決（承認）若しくは町長の意思決定を踏まえ、広く町民に周知されているものであり、あえて本基準を適用させる必要がないとの判断によるものであり、第3号については、町の意味が反映されないことから適用除外としています。

また、補助金等については、必ず交付要綱等を整備することとしていますが、町が団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のものに対して交付するものについては、1年又は2年限りで終了するものが多いために、杓子定規にこの基準を適用させ、交付要綱等を整備してもらう必要はないとの考えで、先の4項目とは別の観点から適用除外としたところです。

ケ 補助金等の公表（第9条関係）

今回の補助金等の見直しは、透明性の確保が大きな目的の一つであります。そのためには、税の有効活用と公益性のもと、町が支出した各補助金等の内容を広く町民に公開する必要があることから、その公表について規定しています。

コ 附則関係

平成21年度以降の予算に係るものから適用しようとするものです。